

領收書等添付表

(平成29年度報告分)

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 番号 | (4) - 1 |
| 項目名 | 研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費 |

領收書等貼付欄

請求書

29年8月28日

ご請求NO 015371070

松木 雅徳 様

お客様No. 5-29-205-95-0020044-0

¥3,849.-

下記内訳のとおりご請求申しあげます。

新日本株式会社

代表取締社長
昭

〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号

電話<0 6>6 9 4 2 - 5 2 2 1 (代)

250040

| | | | | | | | | |
|---------------------|--|-------------|---|---|----------------------|---|---|---|
| 通常払込料金 加入者負担 | | 振替払込請求書兼受領証 | | | | | | |
| 口座番号 支店番号 | | | | | | | | |
| 加入者名 | 新日本法規出版株式会社計算事務センター | | | | | | | |
| 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | 3 | 8 | 4 | 9 |
| X 切り取らないでお出し下さい。 | *** 払込入住所は非表示にしております *** 松木 雅徳 様 | | | | | | | |
| 住所 氏名 | 5-29-205-95-0020044-0 29.08.28 ご納品分 | | | | | | | |
| | 収納代行 DSK 電算システム | | | | | | | |
| 料金 | | | | | 日 附 印 | | | |
| | | | | | 29-09-14 樋原郵便局 | | | |
| 備考 | | | | | (45005) N94450006 | | | |

この受領証は、大切に保管してください。 CVS取扱店控

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

| | | |
|--------------|-------|---|
| 添付領収書合計 | 3849 | 円 |
| 按分率 | (/) | |
| 政務活動費で計上する金額 | 3849 | 円 |

実務参考図書のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社では標記図書を発行をしております。

つきましては、各位好個の手引書としてお役立ていただけるものと確信し**特別価格**にてご案内致しますので、必要事項をご記入のうえFAXにてお申込みくださいますようお願い申し上げます。

謹白

申込書

お申込みFAX番号 06-6942-7022

| コード | 書籍名 | 定価(税込) | 特別価格(税込) | 注文合計 |
|-------|--------------------------|--------------------|--------------------|------|
| 50929 | 〈単行本〉 空き家・空き地をめぐる法律実務 | 3,888円 (送料350円) | 3,499円 (送料350円) | / 部 |
| 50816 | 〈単行本〉 新版 あいさつ・スピーチ全集 | 3,996円 (送料460円) | 3,596円 (送料460円) | 部 |

上記書籍を代金後払いにて申込みます。〈2書籍以上お申し込みの場合送料は弊社負担とします。〉

29年 8月 23日

〒634-8586

ご住所 奈良県橿原市八木町1-1-18

お名前 森本 維徳

TEL 0744-47-3521 FAX 0744-24-9702

※送付先ご住所へ直接納品されますので、現品到着後、所定の振替用紙にてお支払ください。

※お客様都合による商品の返品は出来ません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受け取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただいたお客様のお名前、ご住所などの情報は、お申込み書籍・商品のお届けなど弊社の営業活動に限って使用し、厳重に管理しております。

<弊社処理欄>

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| お客様No.: | — | — | — | — | — |
|---------|---|---|---|---|---|

| | | |
|----|----|----|
| 記号 | 請区 | 請時 |
|----|----|----|

(お問い合わせ先)

新日本法規出版株式会社 大阪支社 営業部
〒540-0037 大阪市中央区内平野町 2-1-12
TEL (06) 6947-0695 (直) FAX (06) 6942-7022

| 支社 | 扱い社員コード | 森本 | 納本 | 請求 | 入金 | 納区 | 案内 |
|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|
| 5 0 | 9 1 1 3 1 3 | | | | | | |

50-00007-91A

空き家・空き地をめぐる 法律実務

旭合同法律事務所
集編

空き家・空き地をめぐる法律実務

旭合同法律事務所
集編



ISBN978-4-7882-8100-4

C3032 ¥3600E



9784788281004

1923032036009



新日本法規

本体価格 3,600円+税

新日本法規

空き家・空き地をめぐる 法律実務

空き家・空き地をめぐる
トラブルに対応するために!

- ◆空き家・空き地の問題について、Q&A形式でわかりやすく解説しています。また、実務に役立つ文例・書式も随所に掲載しています。
- ◆マンションの空き室問題や行政機関の対応についても章を設けて解説しています。
- ◆空き家・空き地の事案に参考となる判例を取り上げ、裁判所の判断などを紹介するとともに、実務的な考察を加えています。

A5判・総頁330頁
本体価格 3,600円+税
送料実費

空家対策特別措置法の内容を
盛り込んだ最新版!!

編集 旭合同法律事務所

空き家・空き地をめぐる
法律実務

編集 旭合同法律事務所

本

webショップからお申し込みいただけます。
新日本法規 Web で検索
<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

eBOOKSTOREからお申し込みいただけます。
新日本法規 ebook で検索
<http://ebook.e-hoki.com/>

[電子書籍版]
本体価格 2,900円+税

電子書籍版も
発売!!

eBOOKSTORE



*iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。

*パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 営業時間：8:30～17:00
(土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

おかげさまで70年



新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章

空き家・空き地の原因と問題点

- Q 1 都市部における空き家・空き地の増加原因
- Q 2 地方における空き家・空き地の増加原因
- Q 3 集落崩壊の問題と空き家・空き地問題の相違点
- Q 4 空き家の問題点
- Q 5 空き地の問題点
- Q 6 空家対策特別措置法によって新たにできるようになった事柄

第2章

権利関係の確認

- 第1 権利関係の調査
- Q 7 空き家の所有者の調査方法
- Q 8 登記名義人死亡の場合の調査方法
- 第2 相手方の選択
- Q 9 空き家の建物所有者と土地所有者が異なる場合
- Q 10 空き家が賃貸物件の場合
- Q 11 空き家の登記名義人と所有者が異なる場合
- 第3 所有者・管理者が不在の場合の対応
- Q 12 空き家の所有者が死亡し相続手続未了の場合
- Q 13 空き家の所有者の相続人がいない場合
- Q 14 空き家の所有者の判断能力に問題がある場合
- Q 15 空き家の所有者の所在が不明の場合
- Q 16 隣地との境界を確認する手段

第3章

空き家・空き地への法的対応

- 第1 損害発生前の法的手段(妨害排除)
- Q 17 隣の空き家が傾いてきた場合の対応
- Q 18 隣の空き家との境界に堀を作りたい場合
- Q 19 隣の空き家が当方の敷地にはみ出している場合
- Q 20 隣の空き地に生えている木の枝や根が越境してきた場合の対応
- Q 21 隣の空き地の下にガス管・水道管を埋設したい場合の方法
- Q 22 空き家から崩れ落ちた妨害物の撤去
- Q 23 空き家の屋根から落ちてくる雪への対応
- Q 24 空き地に積み上げられた廃タイヤの撤去
- Q 25 空き家からの強烈な悪臭への対応

第2 損害発生後の法的手段

- Q 26 空き家の倒壊によって隣家の建物が損壊した場合
- Q 27 空き家からの落下物によって怪我をした場合
- Q 28 空き家の失火によって近隣家屋が延焼した場合
- Q 29 空き家の悪臭等によって土地、建物の価値が下落した場合
- Q 30 第三者が空き地に不法投棄した物が隣地にはみ出している場合
- Q 31 空き家に不審者が出入りしている場合

第4章

マンションの空き家(空き室)問題

- Q 32 マンションにおける空き家(空き室)問題の現状
- Q 33 マンションの老朽化による被害に対する対処方法
- Q 34 マンションの管理不備が原因で被害が生じた場合の対処方法
- Q 35 マンション内における相隣関係への対処方法
- Q 36 マンションの管理費を滞納する者に対する回収方法
- Q 37 マンションの大規模改修と空き室
- Q 38 マンションの建替え及び解体と空き室

第5章

行政機関の対応

- 第1 空家対策特別措置法について
- Q 39 空家対策特別措置法の概要
- Q 40 基本指針の概要
- Q 41 空家等対策計画の概要
- Q 42 ガイドラインの概要①(特定空家等の認定基準)
- Q 43 ガイドラインの概要②(特定空家等に対する措置)
- Q 44 固定資産税の特例と空き家への影響
- Q 45 空家対策特別措置法についての国、都道府県、市町村の役割
- 第2 行政による空き家問題解決に向けて
- Q 46 既存の法令による空き家対策とその限界
- Q 47 全国の地方自治体の条例の状況
- Q 48 空家対策特別措置法と空き家対策条例の関係性
- Q 49 名古屋市空き家対策条例の概要
- Q 50 近隣住民が地方自治体に請求できること
- Q 51 地方自治体の責務
- Q 52 代執行費用の回収
- Q 53 「特定空家等」に該当しない空き家への対応

第6章

所有者側における空き家問題

- Q 54 不法占有者に対する明渡手続
- Q 55 遺産となった空き家に対する対処方法
- Q 56 空き家の所有者に十分な管理能力がない場合
- Q 57 空き家が原因で火災が生じてしまった場合

第7章

参考となる判例

- 第1 所有権をめぐる紛争事例
 - 事例1 所有者不明の土地の時効取得を主張する者による所有権確認を求める訴えと確認の利益
 - 事例2 収用対象土地の所有権の帰属に争いがある場合に、収用委員会がいつゆる不明採決をすることの可否
- 第2 管理をめぐる紛争事例
 - 事例3 地方公共団体が管理する道路供用予定地に放置された可燃性廃棄物に放火され、隣接建物に延焼した場合の注意義務の程度
 - 事例4 無施錠のまま放置された空き家における火災保険金請求の可否
 - 事例5 管理不十分の空き家から強風で飛来した瓦が他家を破損させた場合の管理者の責任
 - 事例6 隣接地への落雪にともなう防雪柵の設置義務と損害賠償義務
 - 事例7 隣地との境界付近にある古い圍障の撤去等を求めることが違法となる場合
 - 事例8 隣人によって樹木を伐採された場合の原状回復費用請求の可否と樹木の手入れ・管理を怠っていた場合の過失相殺の割合
 - 事例9 隣地の立ち木の枝が越境している場合の切除請求(民法233条1項)と権利の濫用
- 第3 マンションの空き室をめぐる紛争事例
 - 事例10 不在区分所有者に対し協力金の支払義務を定める規約の有効性
 - 事例11 マンション管理費の滞納と区分所有法59条の競売請求の可否

第4 その他

- 事例12 法律と条例制定権の範囲

索引

○判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社
総務本部 T460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 T162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 T060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 T981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 T162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 T337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 T460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 T540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 T730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高松支社 T760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 T810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2017.7) 509291



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。